ただし、⑰ただし書に規定する中間貸借対照表を掲げた場合には、当該中間貸借対照表に係る事業年度の中間損益計算書（財務諸表等規則第130条又は第211条に規定する比較情報を除く。）を併せて掲げること。

b　［略］

⑲　株主資本等変動計算書

最近事業年度の株主資本等変動計算書（⑰の規定により最近２事業年度に係る貸借対照表を記載する場合は、最近２事業年度の株主資本等変動計算書）を掲げること。

ただし、⑰ただし書に規定する中間貸借対照表（法第24条の５第１項の表の第１号の中欄に掲げる事項を記載した半期報告書に含まれるものを除く。）を掲げた場合には、当該中間貸借対照表に係る事業年度の中間株主資本等変動計算書（財務諸表等規則第211条に規定する比較情報を除く。）を併せて掲げること。

⑳　キャッシュ・フロー計算書

連結財務諸表を作成していない場合には、最近事業年度のキャッシュ・フロー計算書（⑰の規定により最近２事業年度に係る貸借対照表を記載する場合は、最近２事業年度のキャッシュ・フロー計算書）を掲げること。

ただし、⑰ただし書に規定する中間貸借対照表を掲げた場合には、当該中間貸借対照表に係る事業年度の中間キャッシュ・フロー計算書（財務諸表等規則第130条又は第211条に規定する比較情報を除く。）を併せて掲げること。

㉑　その他

a　［略］

b　１年を１事業年度とする会社においては、次の(a)又は(b)に掲げる場合の区分に応じ、当該(a)又は(b)に定める事項を前年同期と比較して記載すること。ただし、⑯b(a)又は(b)に定める事項を記載している場合には、記載を省略することができる。

［削る。］

ただし、⑰ただし書に規定する四半期貸借対照表を掲げた場合には、当該四半期貸借対照表に係る四半期累計期間の四半期損益計算書（四半期財務諸表等規則第４条の３に規定する比較情報を除く。以下⑱において同じ。）を併せて掲げること。この場合において、四半期財務諸表等規則に定めるところにより当四半期会計期間に係る四半期損益計算書を作成した場合には、当該四半期貸借対照表に係る四半期会計期間の四半期損益計算書も併せて掲げること。

また、⑰ただし書に規定する中間貸借対照表を掲げた場合（特定事業会社が中間貸借対照表を掲げた場合を含む。）には、当該中間貸借対照表に係る事業年度の中間損益計算書（中間財務諸表等規則第３条の２に規定する比較情報を除く。）を併せて掲げること。

b　［同左］

⑲　［同左］

最近事業年度の株主資本等変動計算書（⑰の規定により最近２事業年度に係る貸借対照表を記載する場合は、最近２事業年度の株主資本等変動計算書）を掲げること。

ただし、⑰ただし書に規定する中間貸借対照表を掲げた場合（特定事業会社が中間貸借対照表を掲げた場合を含む。）には、当該中間貸借対照表に係る事業年度の中間株主資本等変動計算書（中間財務諸表等規則第３条の２に規定する比較情報を除く。）を併せて掲げること。

⑳　［同左］

連結財務諸表を作成していない場合には、最近事業年度のキャッシュ・フロー計算書（⑰の規定により最近２事業年度に係る貸借対照表を記載する場合は、最近２事業年度のキャッシュ・フロー計算書）を掲げること。

ただし、⑰ただし書に規定する四半期貸借対照表を掲げた場合には、当該四半期貸借対照表に係る四半期累計期間（当四半期会計期間が第２四半期会計期間である場合又は当四半期会計期間が第２四半期会計期間以外の四半期会計期間である場合であって、四半期累計期間に係る四半期キャッシュ・フロー計算書を作成したときに限る。）の四半期キャッシュ・フロー計算書（四半期財務諸表等規則第４条の３に規定する比較情報を除く。）を、また、⑰ただし書に規定する中間貸借対照表を掲げた場合（特定事業会社が中間貸借対照表を掲げた場合を含む。）には、当該中間貸借対照表に係る事業年度の中間キャッシュ・フロー計算書（中間財務諸表等規則第３条の２に規定する比較情報を除く。）を併せて掲げること。

㉑　［同左］

a　［同左］

b　１年を１事業年度とする会社においては、次の(a)から(d)までに掲げる場合に応じ、当該(a)から(d)までに定める事項を前年同期と比較して記載すること。ただし、⑯bに規定する事項を記載している場合には、記載を省略することができる。

(a)　次の事業年度開始後おおむね３箇月を経過した日から提出期間を経過する日までの間に届出書を提出する場合（⑰ただし書の規定により四半期貸借対照表を掲げた場合を除く。）　当該次の事業年度開始後３箇月の経営成績の概要（四半期財務諸表の形式による記載が可能なときは、当該形式により記載すること。）